

井原市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業に取り組もうとする中小企業者に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、予算の範囲内において井原市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「総務省規則」という。）、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号）及び井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者及び補助対象事業)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業を行うために、初期投資を行う事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者で、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）のうち、大分類に規定する農業、林業、漁業、医療及び福祉を除くものという。）とする。

- (1) 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 事業の実施により、市が直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (3) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- (4) 地域金融機関若しくは日本政策金融公庫から融資を受け、又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た市から無利子の貸付を受けることとし、当該融資又は貸付は無担保（補助対象事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費（用地取得費を除く。）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）

備 品 費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
-------	-------------------------------

(補助金額)

第4条 補助金額は、補助対象経費から第2条第4号に規定する融資又は貸し付けの金額(以下「融資額等」という。)を除いた額に相当する額とし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

- (1) 融資額等が補助金額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円
- (2) 融資額等が補助金額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円
- (3) 融資額等が補助金額の2倍以上の額の場合 5,000万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「交付申請者」という。)は、井原市地域経済循環創造事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 井原市地域経済循環創造事業実施計画書
- (2) 初期投資に係る事業内容がわかる書類(見積書の写し、図面等)
- (3) 市税完納証明書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、井原市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付と決定したときは、井原市地域経済循環創造事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ交付申請者に通知するものとする。

(状況の報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、市長から要求があった場合は、事業の遂行状況について井原市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書(様式第4号)を提出するものとする。

(事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、井原市地域経済循環創造事業補助金変更等承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費総額の10パーセント以内の流用を除く。
- (2) 融資額等を減額しようとするとき。
- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な事業の目的の達成に資するものと見込まれるとき。
 - イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。
- (4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認及び変更交付決定)

第9条 市長は前条の変更内容を承認したときは、井原市地域経済循環創造事業補助金変更等承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は前項の承認をする場合において、交付決定額に変更が生じたときは、第6条の補助金の交付決定額の範囲内で決定することとし、井原市地域経済循環創造事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額を限度として概算払することができる。

2 補助事業者が前項の規定による概算払を受けようとするときは、井原市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して20日以内又は補助金の交付決定日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、井原市地域経済循環創造事業補助金実績報告書(様式第9号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、井原市地域経済循環創造事業補助金額確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、井原市地域経済循環創造事業補助金請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。ただし、第10条の規定に基づき概算払を行っている場合は、補助金を精算するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(事業完了後の事業実施状況報告)

第14条 市長は、補助対象事業の効果を確認するため、必要な範囲内において、補助事業者に対し、取り組んだ事業の実施状況について報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第6条及び第9条第2項の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の決定若しくは指示に違反したとき。

(2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外に使用したとき。

(3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、井原市地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて井原市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（様式第13号。以下「返還命令通知書」という。）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第12条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（財産の管理等）

第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者は、当該年度から総務省規則別表に定める期間を経過するまでの間、市長の承認を受けずに、取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ井原市地域経済循環創造事業補助金財産処分等承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、補助事業者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、返還命令通知書により、その収入の全部又は一部を返還させることができる。

（勧告・助言等）

第19条 市長は、補助事業者に対し、必要な限度において、補助対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 市長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（委任）

第20条 その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。